

事業名	その他社会福祉団体等関係助成費		
細事業名	福祉施設経営指導事業費補助金	財務コード	074805
担当部課室	福祉保健 部 福祉保健総務 課 福祉企画・生活保護 担当 (内線)		3069

事業の概要

実施期間	始期 H2 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助((福)山梨県社会福祉協議会)		
事業の目的	だれ(何)を対象に 社会福祉施設	その対象をどのような状態にして 適正かつ安定的な経営と施設利用者 へのサービス向上が図られている	結果、何に結びつけるのか 社会福祉施設の運営全般の質的向上
	山梨県社会福祉協議会が行う社会福祉施設の運営に関する指導・援助事業に助成する。 補助先: 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 補助率: 10 / 10 事業の内容: 入所者処遇、施設経営、職員待遇等に関する助言、指導援助等 H26年度事業実績 集団指導 2回開催 来所相談件数 5件 電話・文書相談件数 23件 合計28件 相談内訳: 施設経営一般 1件, 会計税務 3件, 職員待遇 20件, その他 4件, 合計 28件		
根拠法令等	山梨県福祉サービス向上等支援事業費補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	相談件数	32件	37件	28件	37件	37件	目標設定の考え方 過去3年間の実績平均 データの出典等 実績報告書
	活動指標達成率 (実績値 / 目標値)		75.7 %				実績報告書
成果指標	成果指標達成率 (実績値 / 目標値)						目標設定の考え方 データの出典等
	決算額又は予算額 (千円) うち一財額	3,259		3,078	3,302	3,255	成果指標によらない成果 相談者向けのアンケートによると、経営指導員による相談体制は100%満足、又はほぼ満足しているという意見を得ている。このことから、相談回答を施設経営に活かし、適正かつ安定的な経営に繋げ、福祉サービスの質の向上といった成果をあげている。
所要時間(直接分)	80 時間		80 時間	80 時間	80 時間		
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	80 時間		80 時間	80 時間	80 時間		
人件費コスト単位:千円 (@2,048円×所要時間)	164		164	164	164		

これまでの事業の見直し・改善状況

H21年度: 事務の見直しを図ることにより、臨時職員(0.5人分)の補助を削減
H22年度: 巡回指導について、必要な指導は個別指導で対応することとし、削減
H24年度: 専任の経営指導員を嘱託職員とし、人件費削減

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1)事業は予定された活動量を上げているか(「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H26年度活動指標の達成率		
c	c	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2)事業は意図した成果を上げているか(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H26年度成果指標の達成率		経営指導員等の専門家による施設運営に係る相談支援体制について、相談者(施設経営者等)に対して行ったアンケート調査の結果が、100%満足及びほぼ満足との評価を得ており、施設経営者が行う施設の適正かつ安定的な経営と入所者への処遇向上に一定の成果を上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	各社会福祉施設が自立した経営を行えるようになったことなどにより、相談件数は近年減少してきている。しかしながら、H27年度から新会計基準へ移行したことや、H28年度からの社会福祉法人制度の改革を控え、今後も研修や経営指導員による指導・援助が必要となることから、制度の周知・活用を含めた広報の方法等について見直す必要がある。	m

・「以外の判断項目」の欄
 a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
 i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法等の変更	山梨県社会福祉法人経営者協議会や福祉人材センター等と連携した社会福祉施設の経営者向けの研修会や説明会等で制度説明を行っていくほか、あらゆる機会において制度の広報・周知を行っていく。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
 ・見直しが無い場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること